

「モールス電信技能認定実施規程」の一部改正

(下線太字部分が改正箇所)

現 行	改 正 後																																																																				
<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(試験の免除) 第7条 一定の資格を有する無線従事者が、モールス電信技能の試験を受ける場合は、申請により次に定める区別に従い試験の全部または一部を免除する。</p> <p>(1) 試験免除</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">認定を希望する者の有する資格</th> <th style="text-align: center;">試験を免除する資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合3段以下</td> </tr> <tr> <td>第1級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合2段以下</td> </tr> <tr> <td>第2・3級総合無線通信士</td> <td>モールス電信総合2段以下</td> </tr> <tr> <td>第1級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合1級以下</td> </tr> <tr> <td>第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信欧文1級以下</td> </tr> <tr> <td>第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信欧文3級</td> </tr> <tr> <td>第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信欧文2級以下</td> </tr> <tr> <td>第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信欧文3級</td> </tr> <tr> <td>第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信欧文3級</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 科目免除</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">認定を希望する者の有する資格</th> <th style="text-align: center;">試験科目を免除する資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内電信級陸上特殊無線技士</td> <td>モールス電信総合2段以下の和文</td> </tr> <tr> <td>第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合1級以下の欧文</td> </tr> <tr> <td>第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合3級以下の欧文</td> </tr> <tr> <td>第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合2級以下の欧文</td> </tr> <tr> <td>第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合3級以下の欧文</td> </tr> <tr> <td>第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合3級の欧文</td> </tr> </tbody> </table>	認定を希望する者の有する資格	試験を免除する資格	第1級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3段以下	第1級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2段以下	第2・3級総合無線通信士	モールス電信総合2段以下	第1級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合1級以下	第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文1級以下	第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級	第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文2級以下	第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級	第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級	認定を希望する者の有する資格	試験科目を免除する資格	国内電信級陸上特殊無線技士	モールス電信総合2段以下の和文	第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合1級以下の欧文	第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級以下の欧文	第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2級以下の欧文	第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級以下の欧文	第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級の欧文	<p>第1条～第6条 省略</p> <p>(試験の免除) 第7条 一定の資格を有する無線従事者が、モールス電信技能の試験を受ける場合は、申請により次に定める区別に従い試験の全部または一部を免除する。 2 前項の申請は、国家試験を受験し、「電気通信術」の「科目合格」の日付が次に定める区別の無線従事者資格を取得した日の前の場合は、試験の全部または一部を免除する。</p> <p>(1) 試験免除</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">認定を希望する者の有する資格</th> <th style="text-align: center;">試験を免除する資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合3段以下</td> </tr> <tr> <td>第1級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合2段以下</td> </tr> <tr> <td>第2・3級総合無線通信士</td> <td>モールス電信総合2段以下</td> </tr> <tr> <td>第1級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合1級以下</td> </tr> <tr> <td>第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信欧文1級以下</td> </tr> <tr> <td>第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信欧文3級</td> </tr> <tr> <td>第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信欧文2級以下</td> </tr> <tr> <td>第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信欧文3級</td> </tr> <tr> <td>第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信欧文3級</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 科目免除</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">認定を希望する者の有する資格</th> <th style="text-align: center;">試験科目を免除する資格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国内電信級陸上特殊無線技士</td> <td>モールス電信総合2段以下の和文</td> </tr> <tr> <td>第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合1級以下の欧文</td> </tr> <tr> <td>第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合3級以下の欧文</td> </tr> <tr> <td>第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合2級以下の欧文</td> </tr> <tr> <td>第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合3級以下の欧文</td> </tr> <tr> <td>第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)</td> <td>モールス電信総合3級の欧文</td> </tr> </tbody> </table>	認定を希望する者の有する資格	試験を免除する資格	第1級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3段以下	第1級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2段以下	第2・3級総合無線通信士	モールス電信総合2段以下	第1級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合1級以下	第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文1級以下	第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級	第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文2級以下	第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級	第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級	認定を希望する者の有する資格	試験科目を免除する資格	国内電信級陸上特殊無線技士	モールス電信総合2段以下の和文	第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合1級以下の欧文	第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級以下の欧文	第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2級以下の欧文	第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級以下の欧文	第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級の欧文
認定を希望する者の有する資格	試験を免除する資格																																																																				
第1級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3段以下																																																																				
第1級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2段以下																																																																				
第2・3級総合無線通信士	モールス電信総合2段以下																																																																				
第1級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合1級以下																																																																				
第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文1級以下																																																																				
第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級																																																																				
第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文2級以下																																																																				
第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級																																																																				
第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級																																																																				
認定を希望する者の有する資格	試験科目を免除する資格																																																																				
国内電信級陸上特殊無線技士	モールス電信総合2段以下の和文																																																																				
第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合1級以下の欧文																																																																				
第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級以下の欧文																																																																				
第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2級以下の欧文																																																																				
第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級以下の欧文																																																																				
第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級の欧文																																																																				
認定を希望する者の有する資格	試験を免除する資格																																																																				
第1級総合無線通信士 (昭和58年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3段以下																																																																				
第1級総合無線通信士 (昭和58年4月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2段以下																																																																				
第2・3級総合無線通信士	モールス電信総合2段以下																																																																				
第1級アマチュア無線技士 (平成8年3月31日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合1級以下																																																																				
第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文1級以下																																																																				
第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級																																																																				
第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文2級以下																																																																				
第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級																																																																				
第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信欧文3級																																																																				
認定を希望する者の有する資格	試験科目を免除する資格																																																																				
国内電信級陸上特殊無線技士	モールス電信総合2段以下の和文																																																																				
第1級アマチュア無線技士 (平成8年4月1日から平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合1級以下の欧文																																																																				
第1級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級以下の欧文																																																																				
第2級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合2級以下の欧文																																																																				
第2級アマチュア無線技士 (平成17年10月1日以降に受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級以下の欧文																																																																				
第3級アマチュア無線技士 (平成17年9月30日までに受験し資格を取得した者)	モールス電信総合3級の欧文																																																																				

第8条～第13条 省略

- 付 則
1. この規程は、平成 8年11月22日から施行する。
 2. この規程は、平成11年 5月22日から施行する。
改正 第7条(1)
 3. この規程は、平成17年10月23日から施行する。
改正 第5条、第7条(1)(2)

第8条～第13条 省略

- 付 則
1. この規程は、平成 8年11月22日から施行する。
 2. この規程は、平成11年 5月22日から施行する。
改正 第7条(1)
 3. この規程は、平成17年10月23日から施行する。
改正 第5条、第7条(1)(2)
 4. この規程は、平成18年7月15日から施行する。
改正 第7条 2.